

個別規程 IIJ モバイルサービス/タイプ D

令和 8 年 10 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(品目)

IIJ モバイルサービス/タイプ D には、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目区分	品目	内容
I	定額プラン	データ通信量にかかわらず、契約回線数に応じた定額課金を行う IIJ モバイルサービス/タイプ D であって、最低利用期間を 1 年とするもの
	定額プラン L	データ通信量にかかわらず、契約回線数に応じた定額課金を行う IIJ モバイルサービス/タイプ D であって、最低利用期間を 2 年とするもの
	パケットシェアプラン	契約者があらかじめ指定した暦月単位でのデータ通信量(以下「パケットパック」といいます。)に応じた定額課金、及びパケットパックの超過分に応じた従量課金を行う IIJ モバイルサービス/タイプ D であって、最低利用期間を 1 年とするもの
	パケットシェアプラン L	パケットパックに応じた定額課金、及びパケットパックの超過分に応じた従量課金を行う IIJ モバイルサービス/タイプ D であって、最低利用期間を 2 年とするもの
	三段階定額プラン L	当社があらかじめ指定した暦月単位でのデータ通信量に応じた定額課金、及び当該データ通信量の超過分について一定量毎に異なる上限の金額が適用された従量課金を行う IIJ モバイルサービス/タイプ D であって、最低利用期間を 2 年とするもの
II	定額プランライト	暦月あたり 3GB のクーポンをバンドルクーポンとして提供する、暦月単位で契約回線数に応じた定額課金を行う IIJ モバイルサービス/タイプ D で、かつ、一の IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約毎に一のアカウントを付与する、最低利用期間を 1 ヶ月とするもの
	for IIJmio Biz	契約者が指定する容量のクーポン(別紙 2 の月額費用の一覧において定める範囲とします。)をバンドルクーポンとして提供する、暦月単位で契約回線数に応じた定額課金を行う IIJ モバイルサービス/タイプ D で、

		かつ、一の IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約毎に一のアカウントを付与する、最低利用期間を 1 ヶ月とするもの。通信速度は、定額プランライトよりも高速である範囲で、当社が定めるものとします。
	定額プランライト:いちねん	当社が指定するデータ通信量のクーポンをバンドルクーポンとして提供する、暦年単位で契約回線数に応じた定額課金を行う IIJ モバイルサービス/タイプ D で、かつ、一の IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約毎に一のアカウントを付与するもの

第 2 条(回線種別)

品目区分を I とする IIJ モバイルサービス/タイプ D には、次の回線種別(以下この個別規程において「回線種別」といいます。)があります。

回線種別	内容
LTE	ドコモの LTE 網を利用するもの
LTE(SMS)	ドコモの LTE 網を利用するものであって、SMS 機能を利用できるもの
5G	ドコモの 5G 網及び LTE 網を利用するもの

2 品目を定額プランライトとする IIJ モバイルサービス/タイプ D には、次の回線種別があります。

回線種別	内容
LTE	ドコモの LTE 網を利用するもの
LTE(SMS)	ドコモの LTE 網を利用するものであって、SMS 機能を利用できるもの
LTE(音声)	ドコモの LTE 網を利用するものであって、SMS 機能及び音声通話機能を利用できるもの。

3 品目を for IIJmio Biz とする IIJ モバイルサービス/タイプ D には、次の回線種別があります。

回線種別	内容
LTE	ドコモの LTE 網を利用するもの
LTE(SMS)	ドコモの LTE 網を利用するものであって、SMS 機能を利用できるもの
LTE(音声)	ドコモの LTE 網を利用するものであって、SMS 機能及び音声通話機能を利用できるもの。
5G	ドコモの 5G 網及び LTE 網を利用するもの
5G(音声)	ドコモの 5G 網及び LTE 網を利用するものであって、SMS 機能及び音声通話機能を利用できるもの。

4 品目を定額プランライト:いちねんとする IIJ モバイルサービス/タイプ D には、次の回線種別があります。

回線種別	内容
LTE	ドコモの LTE 網を利用するもの

第 3 条(最低利用期間)

IIJ モバイルサービス/タイプ D に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約」といいます。))における最低利用期間は、品目を定額プラン又はパケットシェアプランとする IIJ モバイルサービス/タイプ D にあっては 1 年、品目を定額プラン L、パケットシェアプラン L 又は三段階定額プラン L とする IIJ モバイルサービス/タイプ D にあっては 2 年、品目を定額プランライト又は for IIJmio Biz とする IIJ モバイルサービス/タイプ D にあっては 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。なお、品目を定額プランライト:いちねんとする IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約における最低利用期間はありません。

2 前項にかかわらず最低利用期間の他、品目を定額プランライトとし、回線種別を LTE(音声)とする IIJ モバイルサービス/タイプ D の利用に係る IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約については、回線毎に、当該回線に係る課金開始日を起算日として 1 年の音声通話最低利用期間が、品目を for IIJmio Biz とし、回線種別を LTE(音声)又は 5G(音声)とする IIJ モバイルサービス/タイプ D の利用に係る IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約については、回線毎に、当該回線に係る課金開始日を起算日として 1 ヶ月の音声通話最低利用期間が設定されるものとします。

3 第 1 項の規定にかかわらず、品目区分を I とする IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約の期間中に第 7 条(契約内容の変更)第 1 項の規定に基づく品目の変更、又は回線数の変更(数の増加を伴う回線数の変更)、貸与種別の変更、又は回線種別の変更があった場合には、当該回線(回線に対応する移動無線機器、SIM カードを含む)の利用に係る IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約について、当該回線に係る課金開始日を起算日として、品目を定額プラン又はパケットシェアプランとする IIJ モバイルサービス/タイプ D にあっては 1 年間、品目を定額プラン L、パケットシェアプラン L 又は三段階定額プラン L とする IIJ モバイルサービス/タイプ D にあっては 2 年間の最低利用期間が設定されるものとします。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、品目区分を II とする IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約の期間中に第 7 条(契約内容の変更)第 3 項の規定に基づく品目の変更、回線数の変更(数の増加を伴う回線数の変更)又は回線種別の変更があった場合の最低利用期間及び音声通話最低利用期間は、次の通りとします。

(1) 品目の変更:品目変更後の最低利用期間及び音声通話最低利用期間が適用されるものとします。ただし、その起算日は、変更前に回線毎に設定された IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約の課金開始日とします。

(2) 回線数の変更(数の増加を伴う回線数の変更):当該回線の利用に係る IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約について、第 1 項又は第 2 項の定めに基づき品目及び回線種別に応じて設定され

る最低利用期間及び音声通話最低利用期間が適用されるものとし、その起算日は、回線毎に設定される IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約の課金開始日とします。

(3) 回線種別の変更: 第 1 項又は第 2 項の定めに基づき品目及び回線種別に応じて設定される最低利用期間及び音声通話最低利用期間が適用されるものとし、その起算日は、当該回線種別の変更日を基準にあらたに設定されるものとしします。

第 4 条 (IP アドレスの特定)

IIJ モバイルサービス/タイプ D において使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者が IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ モバイルサービス/タイプ D を利用することはできません。

第 5 条 (利用資格)

IIJ モバイルサービス/タイプ D は、契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限り利用することができます。

2 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成 17 年法律第 31 号)第 10 条に定める通話可能端末設備等を有償で貸与することを業とする者は、品目区分を II とする IIJ モバイルサービス/タイプ D を利用することはできません。

3 国際ローミングオプションを利用するには、貸与種別がデータ通信カードなし又は利用端末種別が FS030W、FS040W、FS050W 以外の端末である必要があります。

4 データシェアオプションを利用するには、以下の各号に掲げる全ての事項を満たす必要があります。

- (1) 品目を定額プラン L とする IIJ モバイルサービス/タイプ D の契約者であること
- (2) 前号の契約において、回線種別を LTE、LTE(SMS) 又は 5G とする契約回線数が 5 以上であること。ただし、第 14 条(オプションサービス)第 3 項に定める場合を除きます。

5 バンドルクーポンオプションを利用するには、品目を定額プランライトとする IIJ モバイルサービス/タイプ D の契約者である必要があります。

6 法人音声定額オプションを利用するには、以下の各号に掲げる全ての事項を満たす必要があります。

- (1) 品目を for IIJmio Biz とする IIJ モバイルサービス/タイプ D の契約者であること
- (2) 前号の契約の回線種別が LTE(音声) 又は 5G(音声) であること

第 6 条 (利用条件)

IIJ モバイルサービス/タイプ D を利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。

2 契約者は、IIJ モバイルサービス/タイプ D において当社から提供を受けた役務、移動無線機器、SIM カードその他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含まれます。以下同じとします。)してはならないものとします。ただし、法人(法人に相当するものと当社が認める者を含みます。)に対して販売する場合であって、当社が定める方法により契約者から当社に対し事前に書面による通知を行い、当社が承諾した場合はこの限りではありません。

3 IIJ モバイルサービス/タイプ D の移動無線通信網に接続する端末設備は、以下の各号に掲げるいずれかの端末設備である必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

- (1) 当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備
- (2) ドコモとローミング協定を締結している日本国外の電気通信事業者に接続することを認められた端末設備

4 契約者は、IIJ モバイルサービス/タイプ D の回線種別が LTE(SMS)、LTE(音声)又は 5G(音声)のものにおいてドコモが提供する危険 SMS 拒否設定(フィッシング詐欺等対策を目的として、ドコモによって判定された危険な SMS を自動で拒否する機能を提供するもの)が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。ただし、契約者は、適用後、別途当社が定める方法により、設定を任意で変更することが可能です。危険 SMS 拒否設定の利用には、以下の条件が適用されます。

- (i) 回線種別が LTE(SMS)、LTE(音声)又は 5G(音声)のものの利用開始日に自動適用されます。
- (ii) 「SMS 一括拒否」及び「個別番号受信」の設定と併用することはできません。

5 契約者は、当社が、IIJ モバイルサービス/タイプ D を提供するにあたり、他の電気通信事業者と卸役務に係る契約を締結するか、又は、電気通信事業者と相互接続協定を締結することがあることをあらかじめ同意するものとします。また、後者の場合にあつては、契約者は、かかる電気通信事業者と契約者の契約締結を当社が取次ぐことにより IIJ モバイルサービス/タイプ D を提供すること(ただし当社から契約者の個人情報の提供は行われません)をあらかじめ同意するものとします。

第 7 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、品目区分を I とする IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 品目(変更前の品目で利用している回線(回線に対応する移動無線機器、SIM カードを含む)のうち全部の回線について変更後の品目で利用に係らしめる場合、かつ、最低利用期間を 1 年とする品目から最低利用期間を 1 年とする品目への変更又は最低利用期間を 2 年とする品目から最低利用期間を 2 年とする品目への変更の場合に限ります。)
- (2) 回線数(回線数に比例する移動無線機器数及び SIM カード数)
- (3) パケットシェアプランにおけるパケットパック

(4) 利用端末種別(変更前の移動無線機器の利用にかかる品目が定額プラン又はパケットシェアプランである場合は変更前の移動無線機器にかかる課金開始日から9ヶ月を経過している場合、定額プランL、パケットシェアプランL又は三段階定額プランLである場合は変更前の移動無線機器にかかる課金開始日から18ヶ月を経過している場合に限ります。変更前の貸与種別がデータ通信カードなし又は変更前の利用端末種別がFS050Wである場合は、利用端末種別の変更を請求することはできません。)

(5) 貸与種別(利用端末種別の変更と同時に行う変更の場合に限ります。また、利用端末種別がFS050Wである場合は、貸与種別をデータ通信カードなしへ変更することはできません。)

(6) SIMカードの形状(対象回線について、貸与種別がデータ通信カードなし、かつ、変更前のSIMカードの形状が標準SIMカード、マイクロSIMカード又はnanoSIMカードのいずれかである場合に限ります。また、変更後のSIMカードの形状は、一律マルチSIMカードとします。)

(7) 回線種別(変更後の回線種別がLTE又はLTE(SMS)で、かつ、SIMカードの形状の変更と同時にを行う場合に限ります。)

(8) 第1号から前号までに定める事項のほか、当社が指定する事項

2 前項第1号に定める事項の変更及び前項第3号に定める事項の変更であって別紙1の2.月額費用(1)に定めるデータ通信料金が減額となる変更の場合においては、暦月単位でのみその変更を行うことができます。

3 契約者は、次の事項について、品目区分をⅡとするIIJモバイルサービス/タイプD契約の内容の変更を請求することができるものとします。

(1) 品目(定額プランライトから定額プランライト:いちねん、定額プランライト:いちねんから定額プランライト又は定額プランライトからfor IIJmio Bizへの変更に限ります。ただし、定額プランライトから定額プランライト:いちねんへの変更は、変更前の回線種別がLTEの場合のみ可能です。)

(2) 回線数(回線数に比例するSIMカード数)

(3) SIMカードの形状(変更前のSIMカードの形状が標準SIMカード、マイクロSIMカード又はnanoSIMカードのいずれかである場合に限ります。また、変更後のSIMカードの形状は、一律マルチSIMカードとします。)

(4) 回線種別(LTEとLTE(SMS)間の変更又はfor IIJmio BizのLTE(音声)から5G(音声)への変更に限ります。ただし、LTEとLTE(SMS)間の変更では、SIMカードの変更が同時に行われます。)

(5) 第1号から前号までに定める事項のほか、当社が指定する事項

4 前項第1号に定める定額プランライトからfor IIJmio Bizへの品目の変更においては、暦月単位でのみその変更を行うことができます。

第8条(機器の選定)

IIJモバイルサービス/タイプDにおける移動無線機器(移動無線機器とともにPCMCIAアダプタを貸与する場合は当該PCMCIAアダプタを含む)及びSIMカード(以下この個別規程において「移動無線機器等」といいます。))は、契約回線数に応じて当社が選択して貸与するものとします。なお、契約者は、移動無線

機器等の貸与種別がデータ通信カードなしである場合を除き、SIM カードのみの貸与を請求することはありません。

第 9 条(機器の管理)

契約者は、当社が貸与する移動無線機器等につき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、移動無線機器等の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他移動無線機器等としての通常の用途以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、移動無線機器等について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) 日本国外で移動無線機器等を使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること。なお、当社は、移動無線機器等を日本国外で使用するものの可否につき、一切の保証を行いません。
- (4) 移動無線機器等を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約が事由の如何を問わず終了した場合、その他移動無線機器等を利用しなくなった場合には、契約者は、遅滞なく移動無線機器等を当社に返還するものとします。

第 10 条(故障が生じた場合の措置等)

契約者は、移動無線機器等に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに当該移動無線機器等を当社に返還するものとします。

2 前項の返還があったときは、当社は、代替機の送付を行います。

3 移動無線機器等の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、別紙 1 の 3.一時費用(4)又は別紙 2 の 3.一時費用(4)に定める金額を支払うものとします。

第 11 条(亡失品に関する措置)

契約者は、移動無線機器等を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替機の送付を行います。

2 当社は、亡失品(第 9 条(機器の管理)第 2 項に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器等を含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

- (3) 亡失品についても、契約者は、第 9 条(機器の管理)第 1 項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第 12 条(ソフトウェアの利用)

契約者は、IIJ モバイルサービス/タイプ D における通信を行う場合において、当社が提供するソフトウェアを利用することができるものとします。

2 契約者は、前項の利用の場合において、別途当社が定めるソフトウェアに関する使用許諾条件を遵守するものとします。

第 13 条(契約者確認)

当社は、契約者確認(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成 17 年法律第 31 号)又は不正利用防止を目的とした当社自身の判断に基づく本人確認、その他当社が必要と認める事項の確認をいいます。以下この個別規程において同じとします。)を当社が定める方法により行うものとします。申込者若しくは契約者が契約者確認に応じない場合又は契約者確認について契約者において虚偽の申述等があった場合、当社は IIJ モバイルサービス/タイプ D の利用の申込を拒絶するか、又は、即時にサービスの利用の停止若しくはサービスに係る IIJ インターネットサービス契約の解除を行うことができるものとします。

第 14 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書又は電磁的手段により当社に対し申込があった場合において、IIJ モバイルサービス/タイプ D の契約者に対し、オプションサービスを提供します。

2 品目区分を I とする IIJ モバイルサービス/タイプ D には、次のオプションサービスがあります。

(1) 国際ローミングオプション

ドコモの提供する国際ローミングサービス WORLD WING を利用し、当社が別途定める仕様に基
づきローミング機能を提供するもの

(2) リモートアクセス VPN オプション

IIJ モバイルサービス/タイプ D による移動無線通信において VPN(仮想閉域網)の接続機能を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基
づき提供するもの

(3) 共通アカウント接続オプション

複数の移動無線機器等について、当社が指定する一の ID 及びパスワードを用いて IIJ モバイルサービス/タイプ D を利用することができる機能を提供するオプションサービスであって、当社が定める仕様に基
づき提供するもの

(4) データシェアオプション

品目を定額プラン L とし、回線種別を LTE、LTE(SMS)又は 5G とする契約回線数が 5 以上(ただし、次項に定める場合を除きます。)の IIJ モバイルサービス/タイプ D の契約者に対して、第 20 条(機能の制限)第 5 項に定める内容とは異なる方法(当社が別途定める仕様に基
づきます。)で通信速度を制限するもの

3 契約者は、以下の各号に掲げる全ての事項を満たす場合に限り、契約者が指定する IIJ モバイルサービス/タイプ K の回線を、データシェアオプションの対象に含めることができます。

- (1) 指定に係る IIJ モバイルサービス/タイプ K の契約者であること又はデータシェアオプションの対象に含めることについて、対象となる IIJ モバイルサービス/タイプ K の契約者の同意を取得していること
- (2) 指定に係る IIJ モバイルサービス/タイプ K の契約回線数及び品目を定額プラン L とし、回線種別を LTE、LTE(SMS)又は 5G とする IIJ モバイルサービス/タイプ D の契約回線数の合計が 5 以上であること
- (3) 指定に係る IIJ モバイルサービス/タイプ K が、当社がデータシェアオプションの利用が可能であると指定した範囲に含まれること

4 品目区分を II とする IIJ モバイルサービス/タイプ D には、次のオプションサービスがあります。

(1) バンドルクーポンオプション

品目を定額プランライトとする IIJ モバイルサービス/タイプ D の契約者に対して、一定のデータ量単位毎に追加して利用するクーポンを提供するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの。バンドルクーポンオプションには、S、M、L、7GB、12GB、17GB、27GB 及び 47GB の品目があります。

(2) 法人音声定額オプション

品目を for IIJmio Biz とし、回線種別を LTE(音声)又は 5G(音声)とする IIJ モバイルサービス/タイプ D の契約者に対して、音声利用料を定額で提供するものであって、当社が定める仕様に基づき提供するもの。ただし、別途当社が定める一部の電話番号は対象外となります。法人音声定額オプションには、かけ放題の品目があります。

5 共通アカウント接続オプションの利用における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、それぞれのオプションサービスの課金開始日とします。法人音声定額オプションの利用における最低利用期間は法人音声定額オプションの課金開始日の属する月の翌月末日とし、その起算日は、当該オプションの課金開始日とします。

6 バンドルクーポンオプション及び法人音声定額オプションは、回線と同時に利用の申込をする場合を除き、毎月の初日においてのみ利用を開始することができます。

7 バンドルクーポンオプションの契約者は、バンドルクーポンオプションの品目の変更を請求することができます。なお、当該変更は暦月単位でのみ行うことができます。

8 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービス(法人音声定額オプションを除きます。)の利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

9 契約者が法人音声定額オプションの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日以降の最初の月末に、利用の停止の効力が生じるものとします。ただし、法人

音声定額オプションの対象となる品目を for IIJmio Biz とし、回線種別を LTE(音声)又は 5G(音声)とする IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約と同時に解除する場合は、当該 IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約の解約日と同日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 15 条(回線の継続)

品目を定額プランライト:いちねんとする IIJ モバイルサービス/タイプ D において、提供期間満了後も当該契約の回線(回線に対応する SIM カードを含みます。)の利用の継続を希望する契約者は、提供期間満了日までに当社が定める方法により、品目を定額プランライト又は定額プランライト:いちねんとする IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約について新たに申込を行う必要があります。

第 16 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ モバイルサービス/タイプ D において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 品目を定額プランライト:いちねんとする IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約が、課金開始日から 1 年を経過する前に解除された場合であっても、当社に支払われた料金は返金しないものとします。

第 17 条(料金)

契約者が、品目区分を I とする IIJ モバイルサービス/タイプ D の利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。

2 契約者が、品目区分を II とする IIJ モバイルサービス/タイプ D の利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。

3 前 2 項の場合において、初期費用の支払義務は IIJ モバイルサービス/タイプ D の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 18 条(最低利用期間内解除調定及び音声通話機能解除調定)

IIJ モバイルサービス/タイプ D がその最低利用期間(第 3 条(最低利用期間)第 3 項及び第 4 項の場合を含みます)の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

3 回線種別を LTE(音声)又は 5G(音声)とする IIJ モバイルサービス/タイプ D が、音声通話最低利用期間前に解除された場合(第 3 条(最低利用期間)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。))には、契約者は、別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

第 19 条(サービスの品質保証又は保証の限定)

IIJ モバイルサービス/タイプ D は、ドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

2 前項に定める事項のほか、IIJ モバイルサービス/タイプ D は、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第 20 条(機能の制限)

契約者は、当社が指定する移動無線機器等以外の通信手段を用いた IIJ モバイルサービス/タイプ D の利用、及び IIJ モバイルサービス/タイプ D において当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

2 契約者は、IIJ モバイルサービス/タイプ D において、移動無線機器等を、音声通話の用途に供してはならないものとします。ただし、回線種別を LTE(音声)又は 5G(音声)とする IIJ モバイルサービス/タイプ D を除きます。

3 IIJ モバイルサービス/タイプ D においては、IIJ モバイルサービス/タイプ D の品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の定める基準を超過した場合において、その目的のために必要な範囲において、以下の措置の全部又は一部を講ずる場合があります。

- (1) 契約者の一定期間内の通信量が当社の定める基準を超過した場合において、当社が定める一定期間の間、契約者に事前に通知することなく通信速度を制限する場合があるほか、品目区分を II とする IIJ モバイルサービス/タイプ D においては、個別の回線において利用できなくなる場合があること
- (2) 短期間に著しく大容量若しくは多数の通信があった場合又は長時間にわたる継続的な通信によって帯域占有がなされている場合等、IIJ モバイルサービス/タイプ D を提供するための電気通信設備に支障を生じせしめる恐れがあると当社が判断した場合、かかる支障を回避するために必要な範囲において、通信の利用を制限し、又は、通信品質の調整を行う措置を講ずること

4 品目を for IIJmio Biz とし、回線種別を LTE(音声)又は 5G(音声)とする IIJ モバイルサービス/タイプ D について、当社は、次の対応をすることがあります。

- (1) 契約者の通話回数又は通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高水準となっている又はその恐れがあることが確認された場合、必要に応じ当

- 社の判断により当該 IIJ モバイルサービス/タイプ D の提供を中断した上、契約者に対して、第三者による不正使用の可能性等を含む利用状況の確認を行うこと
- (2) 音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した又は当社の仕様上想定している音声携帯通話の一般的な利用時間を超過した通話利用が確認されたとき、当該利用者の発信を制限する又は当該 IIJ モバイルサービス/タイプ D を停止すること

第 21 条(パケットシェアワイドオプションでの共有)

IIJ モバイルサービス/タイプ I において提供されるパケットシェアワイドオプションを利用することにより、次に掲げる全ての事項を満たす IIJ モバイルサービス/タイプ D (以下「パケットシェアワイドオプション対象 IIJ モバイルサービス/タイプ D」といいます。)のデータ通信を、品目をパケットシェア A、パケットシェア B 又はパケットシェア C とする IIJ モバイルサービス/タイプ I のパケットパック(以下「タイプ I パケットパック」といいます。)のデータ通信として利用することができます。

- (1) 品目をパケットシェアプラン又はパケットシェアプラン L とする IIJ モバイルサービス/タイプ D (第 7 条(契約内容の変更)第 1 項第 1 号に定める品目の変更請求によりパケットシェアプラン又はパケットシェアプラン L に変更した場合、当該変更から 1 ヶ月を経過している必要があります。)
- (2) 回線種別を LTE、LTE(SMS)又は 5G とする IIJ モバイルサービス/タイプ D

2 前項の取扱いをするには、次に掲げる全ての事項を満たす必要があります。

- (1) パケットシェアワイドオプションに係る IIJ モバイルサービス/タイプ I の契約者であること
- (2) パケットシェアワイドオプション対象 IIJ モバイルサービス/タイプ D の契約者であること
- (3) パケットシェアワイドオプションの利用の申込時に、パケットシェアワイドオプションの対象となるパケットシェアワイドオプション対象 IIJ モバイルサービス/タイプ D を指定すること

3 第 1 項の取扱いの開始日は、暦月の初日とします。ただし、対象となるパケットシェアワイドオプションの利用開始日が暦月の初日以外である場合を除きます。

4 パケットシェアワイドオプションの利用開始と同時に、パケットシェアワイドオプション対象 IIJ モバイルサービス/タイプ D における契約パケットパックは 0GB となります。

5 パケットシェアワイドオプションの利用開始後にパケットシェアワイドオプション対象 IIJ モバイルサービス/タイプ D において発生したデータ通信は、タイプ I パケットパックのデータ通信として利用され、タイプ I パケットパックの利用料として課金されます。パケットシェアワイドオプション利用中、パケットシェアワイドオプション対象 IIJ モバイルサービス/タイプ D におけるデータ通信料金及びデータ通信超過料金は発生しません。

6 パケットシェアワイドオプション対象 IIJ モバイルサービス/タイプ D の仕様にかかわらず、タイプ I パケットパック超過後のデータ通信は、パケットシェアワイドオプション対象 IIJ モバイルサービス/タイプ D の対象となる IIJ モバイルサービス/タイプ I の品目に応じて取り扱われるものとします。

7 契約者が指定することのできるパケットシェアワイドオプション対象 IIJ モバイルサービス/タイプ D の上限数は、一のパケットシェアワイドオプションにつき、一とします。

8 パケットシェアワイドオプションの対象となる、パケットシェアワイドオプション対象 IIJ モバイルサービス/タイプ D の変更は、暦月単位でのみ行うことができます。

9 パケットシェアワイドオプションの利用を停止する場合（パケットシェアワイドオプションを利用している IIJ モバイルサービス/タイプ I に係る IIJ インターネットサービス契約の解除に伴う場合を含みます。）、契約者は、パケットシェアワイドオプションの利用の停止の通知とともに、パケットシェアワイドオプション利用停止後のパケットシェアワイドオプション対象 IIJ モバイルサービス/タイプ D のパケットパックの内容の変更を請求するものとします。当該変更は、当該変更の請求の通知が当社に到着した日から 30 日を経過する日の属する月の翌月 1 日に効力が生じるものとします。

第 22 条(JAPAN ローミング™機能)

JAPAN ローミング™機能を用いた緊急通報通話について、次の表の規定により、その回線に係る情報を、他の携帯電話事業者(ドコモ、KDDI、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社のいずれかとなります。以下同じとします。)を通じて次の表に規定する相手先に通知することがあります。ただし、次の表の 2 欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

当社が通知する情報	通知する相手先
1 発信を行った回線に係る電話番号又は端末設備から送出される IMSI(国際移動電話加入者識別番号。)	その緊急通報通話の着信のあった回線等又は他の携帯電話事業者
2 その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報又は前項により他の携帯電話事業者がその回線から取得した情報に基づき、他の携帯電話事業者が計算した緯度及び経度の情報をいいます。)及びその回線に係る電話番号又は端末設備から送出される IMSI(国際移動電話加入者識別番号)	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関若しくは他の携帯電話事業者

備考

- (1) JAPAN ローミング™機能を用いた緊急通報通話について、その発信に先立ち 184 又は 186 をダイヤルした場合、通話ができない場合があります。
- (2) JAPAN ローミング™機能を用いた緊急通報通話について、その発信に先立ち 184 をダイヤルした通話その他契約者が電話番号をその通話の着信のあった回線等へ通知しない取り扱いを求めた通話であっても、本条に基づく通知を行うことがあります。

附則

平成 20 年 3 月 1 日施行

この契約約款は、平成 20 年 3 月 1 日から実施します。

平成 20 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

平成 20 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 5 月 1 日から実施します。

平成 20 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 7 月 1 日から実施します。

平成 20 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 8 月 1 日から実施します。

平成 20 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 9 月 1 日から実施します。

平成 20 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 12 月 1 日から実施します。

平成 21 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 1 月 1 日から実施します。

平成 21 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。

平成 21 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 3 月 1 日から実施します。

平成 21 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

平成 21 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 5 月 1 日から実施します。

平成 21 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 6 月 1 日から実施します。

平成 21 年 10 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

2 平成 21 年 9 月 30 日以前の契約約款に基づき成立した利用端末種別を A2502 HIGH-SPEED とする IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約は、この契約約款の適用下において有効に継続するものとします。

平成 21 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 12 月 1 日から実施します。

平成 22 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。

平成 23 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。

平成 24 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

平成 24 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。

平成 24 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

平成 25 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

平成 26 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。

平成 26 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

平成 26 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

平成 26 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

平成 26 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

平成 26 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

平成 27 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

平成 27 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。

平成 27 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

平成 27 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

平成 27 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

平成 28 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

平成 28 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

平成 28 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 9 月 1 日から実施します。

平成 28 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

平成 29 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

平成 29 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

平成 29 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 3 月 1 日から実施します。

平成 29 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

平成 29 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

平成 29 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 10 月 1 日から実施します。

平成 30 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

平成 30 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

平成 30 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

平成 30 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 9 月 1 日から実施します。

平成 30 年 11 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 30 年 11 月 1 日から実施します。

2 平成 30 年 11 月 1 日以降に再発行される SIM カードの形状は、一律マルチ SIM カードとします。

平成 31 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

令和元年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

令和 2 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 1 月 1 日から実施します。

令和 2 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

2 種別を A2502 HIGH-SPEED、N2502 HIGH-SPEED、110FE、110FU、FS810WR、NI-760S、RX501NC 及び MR04LN とする移動無線機器については、令和 2 年 3 月 31 日をもって、第 10 条(故障が生じた場合の措置等)第 2 項及び第 11 条(亡失品に関する措置)第 1 項に定める代替機の送付を終了します。

3 前項に定める移動無線機器に故障が生じた場合又は契約者が移動無線機器を亡失した場合であっても、契約者が当社に対し当該移動無線機器に係る IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約の解除を通知しない限り、当該移動無線機器に係る IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約は有効に存続するものとします。

4 令和 2 年 3 月 31 日をもって、回線種別を 3G とする SIM カードの再発行を終了します。

令和 2 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 11 月 1 日から実施します。

2 種別を 120FU、510FU 及び 520BU とする移動無線機器については、令和 2 年 10 月 31 日をもって、第 10 条(故障が生じた場合の措置等)第 2 項及び第 11 条(亡失品に関する措置)第 1 項に定める代替機の送付を終了します。

3 前項に定める移動無線機器に故障が生じた場合又は契約者が移動無線機器を亡失した場合であっても、契約者が当社に対し当該移動無線機器に係る IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約の解除を通知しない限り、当該移動無線機器に係る IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約は有効に存続するものとします。

令和 3 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

令和 3 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

令和 3 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。

令和 4 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 1 月 1 日から実施します。

令和 4 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 2 月 1 日から実施します。

令和 4 年 3 月 24 日変更

この契約約款は、令和 4 年 3 月 24 日から実施します。

令和 4 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

令和 4 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 11 月 1 日から実施します。

令和 5 年 1 月 17 日変更

この契約約款は、令和 5 年 1 月 17 日から実施します。

令和 5 年 6 月 21 日変更

この契約約款は、令和 5 年 6 月 21 日から実施します。

令和 6 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。

令和 6 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 5 月 1 日から実施します。

令和 6 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 6 月 1 日から実施します。

令和 6 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。

令和 6 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 11 月 1 日から実施します。

令和 6 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 12 月 1 日から実施します。

令和 7 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

令和 7 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 11 月 1 日から実施します。

令和 8 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 1 月 1 日から実施します。

令和 8 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。

令和 8 年 4 月 17 日変更

この契約約款は、令和 8 年 4 月 17 日から実施します。

令和 8 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 10 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ モバイルサービス/タイプ D における料金等(品目区分 I)

[第 17 条第 1 項関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

一の IIJ モバイルサービス/タイプ D 契約あたり、当社が別途契約者に示す金額

登録手数料として 1 回線あたり、当社が別途契約者に示す金額

(2) 移動無線機器等

(i)LTE

貸与種別	利用端末種別	料金
	NI-760S	0 円
	RX501NC	0 円
	UX312NC	0 円
	MR04LN	0 円
	MR05LN	0 円
	MR10LN	0 円
	FS040U	0 円
	FS040U(nano)	0 円
	FS030W	0 円
	FS040W	0 円
	NI-760S	当社が別途契約者に示す金額
	RX501NC	当社が別途契約者に示す金額
	UX312NC	当社が別途契約者に示す金額
	MR04LN	当社が別途契約者に示す金額
	MR05LN	当社が別途契約者に示す金額
	MR10LN	当社が別途契約者に示す金額
	FS040U	当社が別途契約者に示す金額
	FS040U(nano)	当社が別途契約者に示す金額
	FS030W	当社が別途契約者に示す金額
	FS040W	当社が別途契約者に示す金額
データ通信カードなし(注)	—	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(ii)LTE (SMS)

貸与種別	利用端末種別	料金
データ通信カードなし(注)	－	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(iii)5G

貸与種別	利用端末種別	料金
端末レンタルプラン A	FS050W	0 円
端末レンタルプラン B	FS050W	当社が別途契約者に示す金額
データ通信カードなし(注)	－	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、マルチ SIM カードの形状があります。

(3) オプションサービス

オプションサービス名称	料金
国際ローミングオプション	0 円
リモートアクセス VPN オプション	0 円
共通アカウント接続オプション	当社が別途契約者に示す金額
データシェアオプション	当社が別途契約者に示す金額

(4) SMS 機能

細目	料金
SMS 初期費用	0 円

2 月額費用

(1) 基本サービス

(i)LTE

品目	料金
定額プラン	基本料金(データ通信料金を含む): IIJ モバイルサービス/タイプ D の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額
定額プラン L	基本料金(データ通信料金を含む): IIJ モバイルサービス/タイプ D の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額
パケットシェアプラン 及びパケットシェアプラン L	基本料金: IIJ モバイルサービス/タイプ D の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額 データ通信料金: 当社が定めるパケット数単位毎の料金計算式に基づき当社が別途契約者に示す金額

	データ通信超過料金：当社が定めるパケット数単位毎の超過料金計算式に基づき当社が別途契約者に示す金額
三段階定額プラン L	基本料金(月間データ通信量 3MB 以下、データ通信料金を含む)：500 円/1 回線 月間データ通信量 3MB 超 1GB 以下：当社が定める従量課金計算式に基づき、契約者の月間データ通信量に応じて当社が別途契約者に示す金額(基本料金相当額を含む)。 月間データ通信量 1GB 超：当社が定める従量課金計算式に基づき、契約者の月間データ通信量に応じて当社が定める料金計算式に基づき当社が別途契約者に示す金額(基本料金相当額を含む)。

備考

- (1)データ通信料金及びデータ通信超過料金の算定においては、日割計算式が適用されません。
- (2)契約者が、当社が提供する IIJ モバイルサービス/タイプ K(品目をパケットシェアプラン L 又は固定 IP パケットシェアプラン L とする場合に限ります。)を契約している場合であって、データ通信超過料金の単価が IIJ モバイルサービス/タイプ D(品目をパケットシェアプラン又はパケットシェアプラン L とする場合に限ります。)のデータ通信超過料金の単価と同じときは、当該 IIJ モバイルサービス/タイプ K と当該 IIJ モバイルサービス/タイプ D でデータ通信料金に係るパケット量を共有することができます。
- (3)国際ローミングオプション利用時に発生する通信料金は、上記一覧に定める基本料金及びデータ通信料金の対象にはなりません。

(ii)LTE (SMS)

品目	料金
定額プラン	基本料金(データ通信料金を含む)：IIJ モバイルサービス/タイプ D の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額
定額プラン L	基本料金(データ通信料金を含む)：IIJ モバイルサービス/タイプ D の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額
パケットシェアプラン 及びパケットシェアプラン L	基本料金：IIJ モバイルサービス/タイプ D の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額 データ通信料金：当社が定めるパケット数単位毎の料金計算式に基づき当社が別途契約者に示す金額 データ通信超過料金：当社が定めるパケット数単位毎の超過料金計算式に基づき当社が別途契約者に示す金額
三段階定額プラン L	基本料金(月間データ通信量 3MB 以下、データ通信料金を含む)：500 円/1 回線 月間データ通信量 3MB 超 1GB 以下：当社が定める従量課金計算式に基づき、契約者の月間データ通信量に応じて当社が別途契約者に示す金額(基本料金相当額を含む)。

	月間データ通信量 1GB 超：当社が定める従量課金計算式に基づき、契約者の月間データ通信量に応じて当社が定める料金計算式に基づき当社が別途契約者に示す金額(基本料金相当額を含む)。
--	--

備考

- (1)データ通信料金及びデータ通信超過料金の算定においては、日割計算式が適用されません。
- (2)契約者が、当社が提供する IIJ モバイルサービス/タイプ K(品目をパケットシェアプラン L 又は固定 IP パケットシェアプラン L とする場合に限ります。)を契約している場合であって、データ通信超過料金の単価が IIJ モバイルサービス/タイプ D(品目をパケットシェアプラン又はパケットシェアプラン L とする場合に限ります。)のデータ通信超過料金の単価と同じときは、当該 IIJ モバイルサービス/タイプ K と当該 IIJ モバイルサービス/タイプ D でデータ通信料金に係るパケット量を共有することができます。
- (3)国際ローミングオプション利用時に発生する通信料金は、上記一覧に定める基本料金及びデータ通信料金の対象にはなりません。

(iii)5G

品目	料金
定額プラン	基本料金(データ通信料金を含む)： IIJ モバイルサービス/タイプ D の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額
定額プラン L	基本料金(データ通信料金を含む)： IIJ モバイルサービス/タイプ D の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額
パケットシェアプラン 及びパケットシェアプラン L	基本料金： IIJ モバイルサービス/タイプ D の内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額 データ通信料金：当社が定めるパケット数単位毎の料金計算式に基づき当社が別途契約者に示す金額 データ通信超過料金：当社が定めるパケット数単位毎の超過料金計算式に基づき当社が別途契約者に示す金額
三段階定額プラン L	基本料金(月間データ通信量 3MB 以下、データ通信料金を含む)： 500 円/1 回線 月間データ通信量 3MB 超 1GB 以下：当社が定める従量課金計算式に基づき、契約者の月間データ通信量に応じて当社が別途契約者に示す金額(基本料金相当額を含む)。 月間データ通信量 1GB 超：当社が定める従量課金計算式に基づき、契約者の月間データ通信量に応じて当社が定める料金計算式に基づき当社が別途契約者に示す金額(基本料金相当額を含む)。

備考

- (1)データ通信料金及びデータ通信超過料金の算定においては、日割計算式が適用されません。

(2)契約者が、当社が提供する IIJ モバイルサービス/タイプ K(品目をパケットシェアプラン L 又は固定 IP パケットシェアプラン L とする場合に限ります。)を契約している場合であって、データ通信超過料金の単価が IIJ モバイルサービス/タイプ D(品目をパケットシェアプラン又はパケットシェアプラン L とする場合に限ります。)のデータ通信超過料金の単価と同じときは、当該 IIJ モバイルサービス/タイプ K と当該 IIJ モバイルサービス/タイプ D でデータ通信料金に係るパケット量を共有することができます。

(3)国際ローミングオプション利用時に発生する通信料金は、上記一覧に定める基本料金及びデータ通信料金の対象にはなりません。

(2) 移動無線機器等

(i)LTE

貸与種別	利用端末種別	料金
端末レンタルプラン A		
	NI-760S	品目が定額プラン又はパケットシェアプランの場合にあっては、当社が別途契約者に示す金額 品目が定額プラン L、パケットシェアプラン L 又は三段階定額プラン L の場合にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	RX501NC	品目が定額プラン又はパケットシェアプランの場合にあっては、当社が別途契約者に示す金額 品目が定額プラン L、パケットシェアプラン L 又は三段階定額プラン L の場合にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	UX312NC	品目が定額プラン又はパケットシェアプランの場合にあっては、当社が別途契約者に示す金額 品目が定額プラン L、パケットシェアプラン L 又は三段階定額プラン L の場合にあっては、当社が別途契約者に示す金額
	MR04LN	品目が定額プラン又はパケットシェアプランの場合にあっては、当社が別途契約者に示す金額 品目が定額プラン L、パケットシェアプラン L 又は三段階定額プラン L の場合にあっては、当社が別途契約者に示す金額

		ラン L の場合にあつては、当社 が別途契約者に示す金額
	MR05LN	品目が定額プラン又はパケット シェアプランの場合にあつては、 当社が別途契約者に示す金額 品目が定額プラン L、パケットシ ェアプラン L 又は三段階定額プ ラン L の場合にあつては、当社 が別途契約者に示す金額
	MR10LN	品目が定額プラン又はパケット シェアプランの場合にあつては、 当社が別途契約者に示す金額 品目が定額プラン L、パケットシ ェアプラン L 又は三段階定額プ ラン L の場合にあつては、当社 が別途契約者に示す金額
	FS040U	品目が定額プラン又はパケット シェアプランの場合にあつては、 当社が別途契約者に示す金額 品目が定額プラン L、パケットシ ェアプラン L 又は三段階定額プ ラン L の場合にあつては、当社 が別途契約者に示す金額
	FS040U(nano)	品目が定額プラン又はパケット シェアプランの場合にあつては、 当社が別途契約者に示す金額 品目が定額プラン L、パケットシ ェアプラン L 又は三段階定額プ ラン L の場合にあつては、当社 が別途契約者に示す金額
	FS030W	品目が定額プラン又はパケット シェアプランの場合にあつては、 当社が別途契約者に示す金額 品目が定額プラン L、パケットシ ェアプラン L 又は三段階定額プ ラン L の場合にあつては、当社 が別途契約者に示す金額
	FS040W	品目が定額プラン又はパケット シェアプランの場合にあつては、 当社が別途契約者に示す金額

		品目が定額プラン L、パケットシェアプラン L 又は三段階定額プラン L の場合にあつては、当社が別途契約者に示す金額
	NI-760S	当社が別途契約者に示す金額
	RX501NC	当社が別途契約者に示す金額
	UX312NC	当社が別途契約者に示す金額
	MR04LN	当社が別途契約者に示す金額
	MR05LN	当社が別途契約者に示す金額
	MR10LN	当社が別途契約者に示す金額
	FS040U	当社が別途契約者に示す金額
	FS040U(nano)	当社が別途契約者に示す金額
	FS030W	当社が別途契約者に示す金額
	FS040W	当社が別途契約者に示す金額
データ通信カードなし(注)	－	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(ii)LTE (SMS)

貸与種別	利用端末種別	料金
データ通信カードなし(注)	－	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(iii)5G

貸与種別	利用端末種別	料金
端末レンタルプラン A	FS050W	品目が定額プラン又はパケットシェアプランの場合にあつては、当社が別途契約者に示す金額 品目が定額プラン L、パケットシェアプラン L 又は三段階定額プラン L の場合にあつては、当社が別途契約者に示す金額
端末レンタルプラン B	FS050W	当社が別途契約者に示す金額
データ通信カードなし(注)	－	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、マルチ SIM カードの形状があります。

(3) オプションサービス

オプションサービス名称	料金
国際ローミングオプション	基本料金:0 円 国際ローミング通信料金: 当社が別途契約者に示す金額
リモートアクセス VPN オプション	0 円
共通アカウント接続オプション	0 円
データシェアオプション	0 円

備考

- (1)国際ローミングオプションの提供は、ドコモの提供する国際ローミングサービス WORLD WING のサービスを保証するものではありません。
- (2)国際ローミング通信料金の算定においては、日割計算式が適用されません。
- (3)国際ローミング通信料金は、ドコモが定める契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額を請求するものとします。
- (4)国際ローミング通信料金については消費税は加算されません。

(4) SMS 機能

細目	料金
SMS 月額費用	当社が別途契約者に示す金額
SMS 利用料	当社が別途契約者に示す金額

備考

- (1)SMS 機能料の算定においては、日割計算式が適用されません。
- (2)SMS 利用料とは、SMS の利用に応じて、SMS 月額費用とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- (3)SMS 利用料は、ドコモが定める契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額を請求するものとします。
- (4)国外への送信及び国外からの送信に係る SMS 利用料については、消費税は加算されません。

(5) 電話ユニバーサルサービス料

細目	料金
電話ユニバーサルサービス料(注 1)	2 円/1 電話番号(注 2)

(注 1)電話ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められた電話ユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモが当社に請求する電話ユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに Web サイト上で通知を行うものとします。

(注 2)M2M 等専用番号(M2M 等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます。)は、電話ユニバーサルサービス料の対象外とします。

(6) 電話リレーサービス料

細目	料金
電話リレーサービス料(注 1)	1 電話番号毎の課金とし(注 2)、金額及び課金方法は、当社が別途 Web サイト上で公開するものとします。

(注 1)電話リレーサービス料とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第 25 条の規定により、電話リレーサービス(聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介するサービスをいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該料金及び課金方法は変更される場合があり、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づきドコモが当社に請求する電話リレーサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに Web サイト上で通知を行うものとします。

(注 2)M2M 等専用番号(M2M 等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます。)は、電話リレーサービス料の対象外とします。

3 一時費用

(1) 第 7 条(契約内容の変更)第 1 項第 2 号に定める回線数の追加にあつては、1 回線あたり登録手数料として 3,000 円。

(2) 第 7 条(契約内容の変更)第 1 項第 4 号に定める利用端末種別、第 6 号に定める SIM カードの形状、第 7 号に定める回線種別の変更にあつては、変更手数料として 2,500 円。

(3) 第 10 条(故障が生じた場合の措置等)第 3 項に基づく金額について、移動無線機器の故障が自然故障に該当する場合(水没を除くものとする)にあつては 0 円、自然故障に該当しない場合(水没を含むものとする)にあつては一移動無線機器につき端末保守手数料として、次に定める金額。

(i)利用端末種別 UX312NC について 21,500 円、利用端末種別 MR05LN について 22,000 円、利用端末種別 MR10LN、FS040U 及び FS040U(nano)について 19,000 円、利用端末種別 FS030W について 17,000 円、利用端末種別 FS040W について 15,000 円、利用端末種別 FS050W について 35,000 円。

(ii)SIM カードにあつては自然故障であるか否かにかかわらず SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として 2,500 円。

(4) 第 11 条(亡失品に関する措置)第 2 項に基づく費用にあつては、一移動無線機器につき移動無線機器に係る亡失負担金として、次に定める金額。

(i)回線種別 3G における移動無線機器等にあつては、利用端末種別 FS810WR 以外について 30,000 円、利用端末種別 FS810WR について 15,000 円(ただし、利用端末種別 110FE とともに

PCMCIA アダプタを貸与している場合において、当該 PCMCIA アダプタのみを亡失した場合は、PCMCIA アダプター一つにつき亡失負担金として 5,000 円の支払いを要します)。

(ii)回線種別 LTE における移動無線機器等にあつては、利用端末種別 NI-760S、RX501NC、UX312NC について 21,500 円、利用端末種別 510FU 及び 520BU について 20,000 円、利用端末種別 MR04LN 及び FS030W について 17,000 円、利用端末種別 MR05LN について 22,000 円、利用端末種別 MR10LN、FS040U 及び FS040U(nano)について 19,000 円、利用端末種別 FS040W について 15,000 円。

(iii)回線種別 5G における移動無線機器等にあつては、利用端末種別 FS050W について 35,000 円

(iv)SIM カードにあつては、一 SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として 2,500 円。

別紙 2 IIJ モバイルサービス/タイプ D における料金等(品目区分 II)

[第 17 条第 2 項関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

(i)LTE

品目	料金
定額プランライト	登録手数料:当社が別途契約者に示す金額 基本料金:0 円
for IIJmio Biz	登録手数料:当社が別途契約者に示す金額 基本料金:0 円
定額プランライト:いちねん	登録手数料:当社が別途契約者に示す金額 基本料金(データ通信料金及び電話ユニバーサルサービス料 1 年分を含む):当社が別途契約者に示す金額

(ii)LTE (SMS)

品目	料金
定額プランライト	登録手数料:当社が別途契約者に示す金額 基本料金:0 円
for IIJmio Biz	登録手数料:当社が別途契約者に示す金額 基本料金:0 円

(iii)LTE (音声)

品目	料金
定額プランライト	登録手数料:当社が別途契約者に示す金額 基本料金:0 円

for IIJmio Biz	登録手数料: 当社が別途契約者に示す金額 基本料金: 0 円
----------------	-----------------------------------

(iv)5G

品目	料金
for IIJmio Biz	登録手数料: 当社が別途契約者に示す金額 基本料金: 0 円

(v)5G(音声)

品目	料金
for IIJmio Biz	登録手数料: 当社が別途契約者に示す金額 基本料金: 0 円

(2) 移動無線機器等

(i)LTE

貸与種別	利用端末種別	料金
データ通信カードなし(注)	－	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(ii)LTE (SMS)

貸与種別	利用端末種別	料金
データ通信カードなし(注)	－	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(iii)LTE (音声)

貸与種別	利用端末種別	料金
データ通信カードなし(注)	－	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(iv)5G

貸与種別	利用端末種別	料金
データ通信カードなし(注)	－	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、マルチ SIM カードの形状があります。

(v)5G(音声)

貸与種別	利用端末種別	料金
データ通信カードなし(注)	－	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、マルチ SIM カードの形状があります。

(3) オプションサービス

オプションサービス名称	品目	料金
バンドルクーポンオプション	S	0 円
	M	0 円
	L	0 円
	7GB	0 円
	12GB	0 円
	17GB	0 円
	27GB	0 円
	47GB	0 円
法人音声定額オプション	かけ放題	0 円

備考

(1)バンドルクーポンオプション及び法人音声定額オプションの同時利用可能数の上限は、1 回線あたり 1 とします。

(4) SMS 機能

細目	料金
SMS 初期費用	0 円

(5) 音声通話機能

細目	料金
音声初期費用	0 円

2 月額費用

(1) 基本サービス

(i)LTE

品目	料金
定額プランライト	基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
for IIJmio Biz	バンドルクーポンを 0.5GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 1GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額

	バンドルクーポンを 2GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 3GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 4GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 5GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 6GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 7GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 8GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 9GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 10GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 15GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 20GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 25GB とするもの

	基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 30GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 40GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 50GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 60GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 70GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 80GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 90GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 100GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 150GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 200GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
--	---

	バンドルクーポンを 250GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
定額プランライト: いちねん	0 円

備考

(1)品目を定額プランライト及び for IIJmio Biz とする IIJ モバイルサービス/タイプ D について、利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合のバンドルクーポンの利用可能データ容量は、利用開始日から利用開始日の属する月の末日までの期間に係る容量とします。

(ii)LTE (SMS)

品目	料金
定額プランライト	基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
for IIJmio Biz	バンドルクーポンを 0.5GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 1GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 2GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 3GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 4GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 5GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 6GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 7GB とするもの

	基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 8GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 9GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 10GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 15GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 20GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 25GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 30GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 40GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 50GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 60GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 70GB とするもの
--	--

	基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 80GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 90GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 100GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 150GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 200GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 250GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
--	--

備考

(1)品目を定額プランライト及び for IIJmio Biz とする IIJ モバイルサービス/タイプ D について、利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合のバンドルクーポンの利用可能データ容量は、利用開始日から利用開始日の属する月の末日までの期間に係る容量とします。

(iii)LTE (音声)

品目	料金
定額プランライト	基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
for IIJmio Biz	バンドルクーポンを 0.5GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 1GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 2GB とするもの

	基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 3GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 4GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 5GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 6GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 7GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 8GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 9GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 10GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 15GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 20GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
--	---

	バンドルクーポンを 25GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 30GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 40GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 50GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 60GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 70GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 80GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 90GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 100GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 150GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 200GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 250GB とするもの
--	--

	基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
--	---------------------------------

備考

(1)品目を定額プランライト及び for IIJmio Biz とする IIJ モバイルサービス/タイプ D について、利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合のバンドルクーポンの利用可能データ容量は、利用開始日から利用開始日の属する月の末日までの期間に係る容量とします。

(iv)5G

品目	料金
for IIJmio Biz	バンドルクーポンを 0.5GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 1GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 2GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 3GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 4GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 5GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 6GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 7GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額

	バンドルクーポンを 8GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 9GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 10GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 15GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 20GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 25GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 30GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 40GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 50GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 60GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 70GB とするもの

	基本料金(データ通信料金を含む):当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 80GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む):当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 90GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む):当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 100GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む):当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 150GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む):当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 200GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む):当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 250GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む):当社が別途契約者に示す金額
--	---

備考

(1)品目を定額プランライト及び for IIJmio Biz とする IIJ モバイルサービス/タイプ D について、利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合のバンドルクーポンの利用可能データ容量は、利用開始日から利用開始日の属する月の末日までの期間に係る容量とします。

(v)5G(音声)

品目	料金
for IIJmio Biz	バンドルクーポンを 0.5GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む):当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 1GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む):当社が別途契約者に示す金額

	バンドルクーポンを 2GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 3GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 4GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 5GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 6GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 7GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 8GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 9GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 10GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 15GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 20GB とするもの

	基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 25GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 30GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 40GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 50GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 60GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 70GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 80GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 90GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 100GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額 バンドルクーポンを 150GB とするもの
--	---

	基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 200GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額
	バンドルクーポンを 250GB とするもの 基本料金(データ通信料金を含む): 当社が別途契約者に示す金額

備考

(1)品目を定額プランライト及び for IIJmio Biz とする IIJ モバイルサービス/タイプ D について、利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合のバンドルクーポンの利用可能データ容量は、利用開始日から利用開始日の属する月の末日までの期間に係る容量とします。

(2) 移動無線機器等

(i)LTE

貸与種別	利用端末種別	料金
データ通信カードなし(注)	—	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(ii)LTE (SMS)

貸与種別	利用端末種別	料金
データ通信カードなし(注)	—	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(iii)LTE (音声)

貸与種別	利用端末種別	料金
データ通信カードなし(注)	—	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、標準 SIM カード、マイクロ SIM カード、nanoSIM カード及びマルチ SIM カードの形状があります。

(iv)5G

貸与種別	利用端末種別	料金
データ通信カードなし(注)	—	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、マルチ SIM カードの形状があります。

(v)5G (音声)

貸与種別	利用端末種別	料金
データ通信カードなし(注)	—	0 円

(注)データ通信カードなしとは、SIM カードのみを貸与する貸与種別をいいます。SIM カードには、マルチ SIM カードの形状があります。

(3) オプションサービス

オプションサービス名称	品目	料金
バンドルクーポンオプション	S	当社が別途契約者に示す金額
	M	当社が別途契約者に示す金額
	L	当社が別途契約者に示す金額
	7GB	当社が別途契約者に示す金額
	12GB	当社が別途契約者に示す金額
	17GB	当社が別途契約者に示す金額
	27GB	当社が別途契約者に示す金額
	47GB	当社が別途契約者に示す金額
法人音声定額オプション	かけ放題	当社が別途契約者に示す金額

備考

- (1)バンドルクーポンオプション及び法人音声定額オプションの同時利用可能数の上限は、1 回線あたり 1 とします。
- (2)バンドルクーポンオプションの利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合のバンドルクーポンの利用可能データ容量は、利用開始日から利用開始日の属する月の末日までの期間に係る容量とします。
- (3)バンドルクーポンオプション及び法人音声定額オプションの利用の停止日が暦月の末日以外の日である場合、当該月のバンドルクーポンオプション料金の算定においては、日割計算式が適用されません。

(4) SMS 機能

細目	料金
SMS 月額費用	当社が別途契約者に示す金額 (注)
SMS 利用料	当社が別途契約者に示す金額

(注) 品目を for IIJmio Biz とする IIJ モバイルサービス/タイプ D においては発生しません。

備考

- (1)SMS 機能料の算定においては、日割計算式が適用されません。
- (2)SMS 利用料とは、SMS の利用に応じて、SMS 月額費用とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- (3)SMS 利用料は、ドコモが定める契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額を請求するものとします。
- (4)国外への送信及び国外からの送信に係る SMS 利用料については、消費税は加算されません。
- (5)SMS 利用料は、音声利用料に合算して請求いたします。

(5) 音声通話機能

細目	料金
音声月額費用	当社が別途契約者に示す金額(注)
音声利用料	当社が別途契約者に示す金額 (利用に応じた従量課金となります)

(注) 品目を for IIJmio Biz とする IIJ モバイルサービス/タイプ D においては発生しません。

備考

(1)一部の音声利用料の算定においては、日割計算式が適用されません。

(2)音声利用料とは、音声通話又は音声通話に付帯するオプションの利用に応じて、音声月額費用とは別に支払を要する料金として定めるものです。

(3)音声利用料は、ドコモが定める契約約款において、通話モードに係る料金及び国際通話料、留守番電話及び不在案内機能、通話中着信機能(キャッチホン)に係る料金として定められた額と同額を請求するものとします。

(4)国際通話に係る音声利用料については、消費税は加算されません。

(5)音声利用料には、SMS 利用料が合算して請求されます。

(6) 電話ユニバーサルサービス料

細目	料金
電話ユニバーサルサービス料(注 1)	2 円/1 電話番号(注 2)

(注 1)電話ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められた電話ユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモが当社に請求する電話ユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに Web サイト上で通知を行うものとします。

(注 2)M2M 等専用番号(M2M 等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます。)は、電話ユニバーサルサービス料の対象外とします。

(7) 電話リレーサービス料

細目	料金
電話リレーサービス料(注 1)	1 電話番号毎の課金とし(注 2)、金額及び課金方法は、当社が別途 Web サイト上で公開するものとします。

(注 1)電話リレーサービス料とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第 25 条の規定により、電話リレーサービス(聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介

するサービスをいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該料金及び課金方法は変更される場合があり、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づきドコモが当社に請求する電話リレーサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに Web サイト上で通知を行うものとします。

(注 2)M2M 等専用番号(M2M 等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます。)は、電話リレーサービス料の対象外とします。

3 一時費用

- (1) 第 7 条(契約内容の変更)第 3 項第 2 号に定める回線数の追加にあつては、1 回線あたり登録手数料として 3,000 円。
- (2) 第 7 条(契約内容の変更)第 3 項第 3 号に定める SIM カードの形状の変更にあつては、変更手数料として 2,500 円。
- (3) 第 7 条(契約内容の変更)第 3 項第 4 号に定める回線種別の変更にあつては、変更手数料として 2,500 円(SIM カードの変更手数料を含みます)。
- (4) 第 10 条(故障が生じた場合の措置等)第 3 項に基づく費用にあつては、自然故障であるか否かにかかわらず SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として 2,500 円。
- (5) 第 11 条(亡失品に関する措置)第 2 項に基づく費用にあつては、一 SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として 2,500 円。

別紙 3 最低利用期間内解除及び音声通話機能解除調定金 [第 18 条関係]

1 第 18 条第 1 項関係

第 3 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 並びに別紙 2 の 2.月額費用(1)に定める金額。

ただし、最低利用期間内解除調定金の金額が 9,500 円を超える場合にあっては最低利用期間内解除調定金の金額を 9,500 円とし、品目を三段階定額プラン L とする IIJ モバイルサービス/タイプ D にあっては、別紙 1 の 2.月額費用(1)に定める金額にかかわらず 9,500 円とします。

2 第 18 条第 2 項関係

第 14 条(オプションサービス)第 5 項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用(3)に定める金額

3 第 18 条第 3 項関係

第 3 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された音声通話最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用(5)に定める音声月額費用の金額